

許可番号 第 09-150-000167 号

高度管理医療機器等販売業貸与業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

営業所の名称 丸木医科器械株式会社 秋田営業所

営業所の所在地 秋田市四ツ小屋字中野64番地 1
ラポールNAGATO B13号室

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業貸与業の許可を受けた者であることを証明する。

平成 29年 9月 21日

秋田市保健所長

伊藤千鶴



平成 29年 10月 1日から

有効期間

平成 35年 9月 30日まで

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社 秋田営業所

事業所の所在地 秋田県秋田市四ツ小屋字中野64番1号ラ・ポールNA
GATO B13号室

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和3年5月19日

秋田県知事

佐竹 敬久



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
理学療法用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成28年10月1日 から

令和3年9月30日 まで